

平成 21 年 10 月 16 日

厚生労働大臣 長 妻 昭 様

福祉施設の最低基準に関する要望書

社会福祉法人全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 酒 井 喜 正

全国社会福祉施設経営者協議会	会長	高岡	國士
全国社会就労センター協議会	会長	近藤	正臣
全国身体障害者施設協議会	会長	伊藤	勇一
全国保育協議会	会長	小川	益丸
全国保育士会	会長	御園	愛子
全国児童養護施設協議会	会長	中田	浩
全国乳児福祉協議会	会長	長井	晶子
全国母子生活支援施設協議会	会長	兜森	和夫
全国福祉医療施設協議会	会長	高橋	信夫
全国厚生事業団体連絡協議会	会長	森	好明
全国老人クラブ連合会	会長	斎藤	十朗

全国社会福祉協議会は、全国各地の社会福祉協議会の中央組織として、福祉施設や民生委員など福祉を推進する各種組織とのネットワークにより、福祉サービス利用者や社会福祉関係者の連絡・調整や活動支援、各種制度の改善への取り組みなど、わが国社会福祉の増進に努めています。

このたび、地方分権改革推進委員会「第 3 次勧告」(平成 21 年 10 月 7 日)において、国が定める「福祉施設等の最低(指定)基準」については、廃止又は条例に委任する勧告が行われました。

また、厚労相と総務相が協議し、認可保育所の設置基準について厚生省令の改正を検討する方針を確認したとの報道(平成 21 年 10 月 12 日)がありました。

「福祉施設等の最低(指定)基準」は、国民・利用者が安全かつ健康で文化的な生活を送り、全国どこでも一定の質が担保された福祉サービスを利用できるよう、最低限必要な設備等の基準として国が定めているものです。このため、「福祉施設等の最低(指定)基準」は、ナショナルミニマムとして福祉の根幹を成すものであり、廃止又は条例に委任することは、断固として反対します。

地方自治体による地域の実情を踏まえた基準は、ナショナルミニマムである最低(指定)基準に上乘せする内容で設定されることが、地方分権の本旨と考えます。